

○鹿児島県警察職員服務規程 (平成25.5.22 鹿児島県警察本部訓令10)

改正 前略…令和2.5訓令23

鹿児島県警察職員服務規程（平成12年鹿児島県警察本部訓令第13号）の全部を次のように改正する。

目次

	ページ
第1章 総則（第1条・第2条）	1901
第2章 服務	1902
第1節 職務心得（第3条—第7条）	1902
第2節 職務の公正（第8条—第11条）	1902
第3節 職務執行（第12条—第15条）	1903
第4節 車両の運転及び不適切事案の防止（第16条—第20条）	1903
第3章 生活態度等（第21条—第23条）	1904
附則	1904

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、警察職員の職務倫理及び服務に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第1号）その他の法令に定めがあるもののほか、鹿児島県警察において勤務する警察官（地方警務官を含む。）、一般職員（鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則（昭和37年鹿児島県公安委員会規則第2号）第1条に規定する「一般職員」をいう。）及び鹿児島県警察において勤務する一般職の非常勤職員（以下「職員」という。）の服務に関し、必要な事項を定め、もって規律の保持及び業務の適正かつ能率的遂行に資することを目的とする。

本条一部改正(令和2.3訓令20)

(定義)

第2条 この訓令における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 所属長とは、鹿児島県警察本部の部長並びに課、所及び隊の長並びに鹿児島県警察学校長並びに警察署長をいう。
- (2) 上司とは、警察官の階級又はその所属における組織上の上位の職にある者をいう。

第2章 服務

第1節 職務心得

(責任回避の禁止)

第3条 職員は、職務上の責任又は危険を回避してはならない。

(品行)

第4条 職員は、職務の遂行に当たっては、礼儀及び秩序を保持するとともに、身体及び服装を清潔かつ端正にしなければならない。

2 職員は、職員としての品位を疑われるような場所に出入りしてはならない。

(市民応接の基本)

第5条 職員は、市民応接に際しては親切、公平、迅速を旨とし、温容と理解をもつてこれに当たらなければならない。

(応召態勢の保持)

第6条 職員は、不測の事態に備え、常に連絡手段を確保し、又は所在を明らかにして緊急の用務に応じ得るよう努めなければならない。

(欠勤等の届出)

第7条 職員は、通信の途絶等により、連絡の方法がない場合のほかは、届出をして欠勤、遅刻又は早退をしてはならない。

第2節 職務の公正

(職務の公正)

第8条 職員は、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くことがないよう、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

(寄附金品等の募集等)

第9条 職員は、その職務や地位を利用して、寄附金品等の募集及び受領をしてはならない。

(所見公表等)

第10条 職員は、新聞、雑誌等に寄稿するなど、職務に関する所見を公表するに際しては、警察の信用又は名誉を傷つけてはならない。

2 職員は、前項の規定を遵守するため必要な助言を所属長に求めることができる。

(不適切な交際等)

第11条 職員は、職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供應接待を受け、又は職務に利害関係を有する者との

交際で県民の疑惑や不信を招くことがないよう努めなければならない。

- 2 職員は、職場の秩序を乱し、又は警察の信頼を損なうような交際をしてはならない。

第3節 職務執行

(身分の告知)

- 第12条 職員は、職務の遂行に当たり、相手から正当な要求があったときかつ職務上必要があるときは、自己の所属、氏名等を知らせなければならない。

(犯罪被害者等への対応)

- 第13条 職員は、犯罪被害者及び相談者に対し、誠実な対応と必要と認められる措置を迅速に行わなければならない。

- 2 職員は、急訴その他の願届等に接したときは、適切な措置を執らなければならぬ。

(迅速な処理)

- 第14条 職員は、自己の担当する業務は遅滞なく処理し、みだりに他に依頼してはならない。

(迅速な報告)

- 第15条 職員は、職務上必要と認められる情報又は職務上の過誤を知ったときは、速やかに上司に報告しなければならない。

第4節 車両の運転及び不適切事案の防止

(車両の運転)

- 第16条 職員は、車両を運転するときは、関係法令を厳守し、安全運転に努め、交通事故を起こさないよう特に注意しなければならない。

- 2 職員は、アルコール依存状態が疑われる等として、所属長から公用車両の運転を禁止されたときは、これに従わなければならない。

(情報セキュリティの厳守等)

- 第17条 職員は、情報セキュリティに関する規程を厳守するとともに、公文書の適正な作成と保管管理を行わなければならない。

(飲酒の制限等)

- 第18条 職員は、飲酒に際し、勤務に支障を及ぼし、又は警察の信頼を損なうことがないよう努めなければならない。

- 2 職員は、飲酒に際し、同席者等に飲酒運転をさせ、及び飲酒に起因する不適切な

言動を行わせないよう、制止その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(ハラスメントの禁止)

第19条 職員は、ハラスメントをしてはならない。

本条…一部改正〔令和2.5訓令23〕

(携帯電話等の使用)

第20条 職員は、勤務中、みだりに携帯電話等を使用してはならない。

第3章 生活態度等

(清廉な生活態度の保持)

第21条 職員は、清廉かつ堅実な生活態度を保持しなければならない。

(健全な生活設計)

第22条 職員は、計画性のある健全な生活を保持することに努め、職務に支障を及ぼし、又は信用を損なうような負債をしてはならない。

(家族の就業に関する心構え)

第23条 職員は、家族に対して、警察の信用を損なうような就業をさせないよう心掛けなければならない。

附 則

この訓令は、平成25年6月1日から施行する。

附 則 (令和2.3.19訓令20)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2.5.29訓令23)

この訓令は、令和2年6月1日から施行する。